参考資料5

第2回検討小委員会(論点2及び論点6)に関する補足参考資料

災害に関する役割分担、方針 - 土砂災害警戒避難ガイドラインの例 -

- 土砂災害警戒避難ガイドラインでは、行政の知らせる努力、住民の知る努力によって地域の防災力の向上を図る こととしており、情報の収集・伝達における役割を整理している。
- また行政が発令する避難勧告・避難指示等については、都道府県による警戒情報のみではなく、独自の雨量計 による雨量や前兆あるいは周辺地域の状況のモニタリングを活用した客観的な基準の設定を提示している。

知らせる努力

十砂災害警戒離ガイドラインの情報についての考え方

知る努力

行政は、降雨の状況や土砂災害警戒情報等について、住 民への情報提供等に努める。

豪雨時

- ·雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開 設情報等の提供
- ・十砂災害警戒情報や住民から得られた前兆現象に基づき、 避難勧告等を発令・関係部局との連携

平常時

- ・ハザードマップの提供
- ・防災訓練、講習会の実施
- ・広報活動の推進

住民は、土砂災害の危険性が高まった場合には、避難す ることが最善の方法である。

豪雨時

- ・避難勧告等に従って避難
- 前兆現象等の把握等により自ら避難

平常時

- ・十砂災害に対する知識を深める
- ·「自らの地域は自らで守る」という意識を持つ

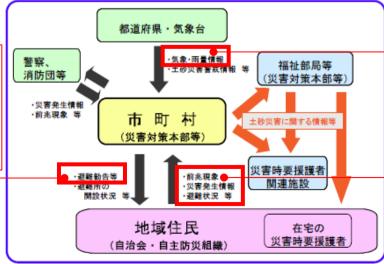
土砂災害に関する情報の流れ

気象・雨量は常に把握、独自 の雨量計設置にも言及 都道府県・気象台

モニタリングによる客観的な勧告基準

土砂災害警戒情報の活用

十砂災害警戒避難助基準雨量を活用する 雨量計で観測された降雨量を活用する 前兆現象や周辺の災害情報を活用する



災害発生状況は住民からも

資料:「土砂災害警戒雛ガイドライン 平成19年4月 (国土交通省砂防部)より作成

美しい九州づくりに向けて

• 「美しい九州づくり懇談会」において、「風景立国九州 美しい九州づくりに向けて」がまとめられており、5つの方針が掲げられている。

多様な風景・景観の尊重



九州は地形、気候、植生や歴史、文化などにより、それぞれの地域固有の風景・景観が存在する。地域では当たり前と思っている風景が、その地域固有のもので、価値があることが多い。社会資本の整備を行うにあたっては、地域の風景・景観を尊重し、地域固有の特性を読み取っていくことが重要である。

人が織りなす風景を磨く



九州は適当な規模の都市と背後圏がいくつか組み合わさっており、都市、農村漁村では、それぞれの人の営みにより風景が維持されたり、あるいは無造作に壊されたりもしている。

人をとりまく風景の美しさを見極め、今ある風景の美しさを壊さずに保全・再生していく、あるいは、風景を阻害しているものを削除していくことは、言い換えると、人の営みを通して風景を磨いていくことである。

一 今ある風景を大事に、人の営みを通して風景を磨いていくことで、魅力的な地域づくりが進められ、多くの人を引き付けることになる。

風景を形成していく社会基盤の創出



社会基盤は地域と一体となり、人の暮らしを支え、歴史を刻み、風景を形成する。 土木構造物が地域の風景や景観に与える影響は、非常に大きく、かつ、やり直しがき かない。社会資本整備を行う者は、その本質を見極め、責任をかみしめ、心して行うべ きである。

- ゼ域とともに美しい風景・景観を形成することを再認識し社会基盤の創出を行う。

美しさへの取り組みの継承



地域住民・自治体による美しい風景の取り組みや、国・自治体による社会基盤整備には「景観十年、風景百年、風土千年」と言われるように、長い時間がかかる。この間、行政の担当者や地域の担い手が変わることにより、風景・景観づくりの取り組みが後退することがあってはならず、自治体と地域住民で継承していくことが求められる。そのため、景観ガイドラインや景観アセスメントを適用し、地域にふさわしい美しいものをつくり、自治体と地域の人々で、守り育てていくことが必要である。美しい九州づくりでは、風景・景観づくりの取り組みを改善し発展させる人材を育成し、取り組みを継承する組織づくりを行い、美しさへの取り組みを継承する。

協働・連携による美しさの発展



行政の施策だけでなく、ボランティアサポートプログラムなど住民と行政が協働し活動する事により風景・景観が育まれ、九州においても道守などの活動が取り組まれている。

あらゆる世代の住民に風景・景観に対する意識を醸成し、参加を促す取り組みを行うことで地域住民が参加し多様な行政専門家 N P O などとの協働・連携により美、しい九州づくり」が持続的に発展する。日頃から、国、自治体、市民が連携しやすい関係づくりや、相互の責務の認識を高めていくことが大切である。

美しい九州づくり懇談会委員

ふかほりたつのすけ 深堀 辰之介

まつおか きょうこ 松岡 恭子 みやもと まさあき

宮本 雅明

米田 誠司

しまたに ゆきひろ 座長 鳥谷 幸宏

座長 島谷 幸宏 いとう けいたろう 九州大学大学院工学研究院 教授

委員 伊東 啓太郎 九州工業大学工学部 助教授 かねきょ ひろゆき

九州大学大学院芸術工学研究院 教授

長崎県文化・スポーツ振興部文化振興課長

(株)スピングラス・アーキテクツ代表取締役

九州大学大学院芸術工学研究院 教授

由布院観光総合事務所 事務局長

美しい九州づくりに向けた方策

• 「風景立国九州 美しい九州づくりに向けて」では、自然、歴史、暮らし、都市の4つの景観が整理されており、代表的な風景が挙げられている。また、実現のための5つの具体的な行動が提言されている。

九州の4つの風景

5つの行動

自然に見る九州の風景

阿蘇山と草原維持、霧島連山と桜島、有明海沿岸のクリーク、海岸と島々、自然に見る九州各地の風景、世界遺産屋久島、九州の森照葉樹林

歴史に見る九州の風景

歴史的港湾、歴史に見る九州各地の風景

暮らしに見る九州の風景

個性ある温泉街、渡来文化の伝承、暮らしに見る九州 各地の風景、九州各地の祭り・イベント、日常にみる景 観

都市に見る九州の風景

都市の昼と夜、都市に見る九州各地の風景

美しい九州をつくる施策の着実な推進と連携と実現

- ・九州の景観づくりをリードする事業をさらに推進する
- ・景観法の普及を図り、景観づくりの環境を整える
- ・景観づくりを進めるソフト施策もさらに活性化させる

美しい社会基盤を自らつくるシステムの設置と実現

- ・美しいものを創るシステムをつくり、現実に機能させる
- ・既存のストックに対しても改善するシステムを備え、継続的な取り組みを行う

景観づくりを担う人々の意識改革とバックアップ

- ・景観づくりを担う人の意識改革とスキルアップ
- ・国・県・市町村の実務担当者のスキルアップ
- ・子どもたちの育成にも力を入れる
- ・民間技術者の能力向上に取り組む
- ・スキルアッププログラムの開発

景観づくりの取り組みの連携・支援

- ・景観法などを活用した規制・誘導を進めるため、自治体への支援を行う
- ・美しい九州づくりに向けて活動している各主体と連携し、支援を行う

実際に役立つ情報の収集・配信

- ・景観に関する情報を収集し、広く提供する
- ・美しい九州づくりに取り組む人材ネットワークを育てる

事後対応の体制等

- 九州地方整備局は、災害の防止に努めるとともに、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる防災体制を整備し ている。
- 被災した自治体に対しては、災害対策用機械・機器や資材等を派遣するなどの応援・支援を行っている。

支援の概要

災害発生後の支援対策

- ●被災現場にKu-SATや衛星通信車等の通信機器材を派遣し、映像情報を 関係機関へ配信
- ■二次災害防止や被害拡大防止のため排水ボンプ車を自治体に貸与
- 被災対応が夜間に及ぶ場合、必要な現場に照明車を貸与
- 緊急に道路交通を確保する必要がある場合に応急組立橋を貸与
- ●被災箇所の二次災害防止や復旧等のための調査に専門家等を派遣







資料: 九州運輸局のホームページより http://www.qst.mlit.go.jp/s_top/gaiyo/

行政内部、行政機関同士での災害情報の共有・研修の状況

• 国土交通省等の機関別に、また流域の水害・土砂災害あるいは台風等の対象とする災害別に、関係機関同士の 情報共有や伝達の取組みが行われている。

国十交诵省における取組み

防災に関する教育・研修の実施状況

- ・地方整備局では「危機管理研修」を実施するなどの取組み。
- ・事務所で防災研修を実施しているところも。
- ・地方運輸局等では、それぞれ研修を実施。

防災訓練の実施状況

- ・消防、警察など関係機関の協力を得て、情報伝達訓練、参集訓練等を実施。内容的にも、ロールプレイング方式の採用や防災エキスパートの参加などの工夫。
- ・各地方運輸局においても地震防災訓練を毎年度実施。
- ・運輸支局及び関係事業者との間で情報収集・情報伝達訓練を実施し、また非常参集訓練を実施。

防災情報連絡網の整備

- ・防災情報連絡網(情報伝達ルート)については、概ね構築。
- ・各地方運輸局においては、局内、関係地方公共団体、関係事業者等への連絡網が整備・更新済み。

関係機関との連携の状況

- ・地方整備局等及び施設等・特別の機関では、関係機関との相互 支援や関係団体等と協定を締結するなどの措置。
- ・各地方運輸局等の各管内の多くの県において、個別の交通事業者を指定地方公共機関に指定、又は事業者団体や個別事業者と個別に協定を締結。
- ・地方運輸局等と交通事業者・業界団体の協力について、九州 運輸局においては「九州のりものinfo.com」を、沖縄総合事務局に おいては「美ら島交通なび」を立ち上げて、災害時も各事業者によ る情報更新を可能にし、インターネット上で利用者にリアルタイム の運行(航)情報を一元的に提供。
- 資料: 定期監察(地方支分部局における災害発生時の迅速な初動体制の確立、関係機関との連携、住民等に対する警戒避難等防災情報の提供等の防災・減災への取組みの状況(国土交通省大臣官房監査官室、H16度、H17度)より作成

災害情報の共有等の事例

流域防災(佐賀県)

佐賀県圏域(筑後·嘉瀬川、六角川、松浦川)総合流域防災協議会 設立目的

治水対策を進めるにあたり国と県が連携し、上下流や左右岸のバランスを確保しながら、流域全体の治水 安全度の確保・向上を図っていくために佐賀県(筑後・嘉瀬川、六角川、松浦川)圏域総合流域防災会議を 設置し、治水安全度・整備状況等に関して情報共有・意見交換等を行い、流域の治水対策の方針を作成 するとともに、国・県等の具体的な事業調整並びに危機管理対応力の向上を図ることを目的として設立。

参加機関

九州地方整備局河川部/武雄河川事務所/嘉瀬川ダム工事事務所/佐賀河川総合開発工事事務所/厳木ダム管理所 佐賀県県土づくり本部河川砂防課/水資源対策課/佐賀土木事務所/武雄土木事務所/鹿島土木事務所/伊万里土木事務 所/ダム管理事務所

資料:記者発表資料 平成19年度第1回佐賀県圏域総合流域防災協議会を開催 より作成

台風(気象庁)

平成17年台風14号への対応(福岡管区気象台)

- ・福岡管区気象台では、台風が九州に接近又は上陸し、社会的影響が大きくなる可能性がある場合、防災関係機関や報道機関に対して台風説明会を開催。
- ・平成16年(2004年)度からは、福岡県庁などに気象台職員が出向いて台風説明会を実施。
- ・平成17年の台風第14号の際には、福岡県災害対策本部に気象台職員を派遣、有明海での高潮のおそれなどについて刻々と変わる台風の状況にあわせて情報を提供。
- ・福岡県からは、台風対策が迅速に実施できたとの評価がありました。

資料:気象業務はいま2006 進化する防災気象情報 (気象庁)より作成 札幌管区気象台、北海道開発局、北海道庁による連携の強化

札幌管区気象合は、北海道開発局、北海 道庁と共同して、平成17年(2005年)3 月に地域防災情報共有推進会議を設置しま した。これは、平成15年(2003年)の台 風第10号による甚大な被害を教訓にして 開催された「地域防災情報共有のための検 討会」の提言に基づくものです。本会議で は、各機関が保有するさまざまな防災情報 を共有することで、より効果的な防災活動 を行うための仕組み作りや、市町村防災担

料で把握し今後の被害拡大などについて検討しています。

当者への啓発活動(風水害研修会など)を

また、平成16年 (2004年) 8月の台風 第16号や平成17年9月の台風第14号の際 には、札幌管区気象台、北海道開発局、北 海道庁の三者により試行的に「連絡室」を 設置し、総合的な防災情報を記した「連絡 室報」を共同で作成し、市町村へお知らせ しました。



情報収集への住民の参加

- 島根県中山間地域研究センターでは、地域の様々な情報をWeb-GIS上で展開している。
- 環境から、災害(危険箇所等)、さらには社会活動に関するデータまで、幅広い情報が住民によってつくられ、提供され、共有されている。

Web - GISを活用した住民による情報共有事例

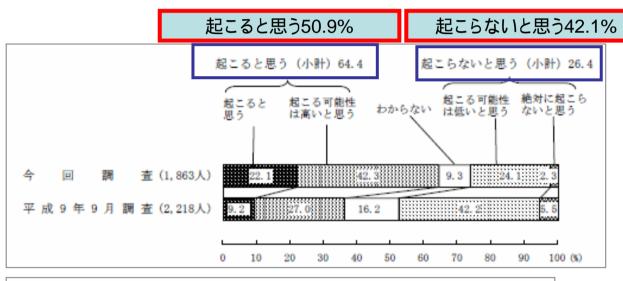


資料: 島根県中山間地域研究センター [GIS] ホームページより http://www.chusankan.jp/GIS/

大規模地震への啓発

- ・ 九州圏は、地震等の大規模災害については安全という住民意識が強い。
- 全国と比較して、九州圏では大規模地震が発生することへの認識が低い。
- またそのための備えも、特に何もしていないとの回答がほぼ半数を占めるなど、不足していることが想定される。

大規模地震についての認識と対策



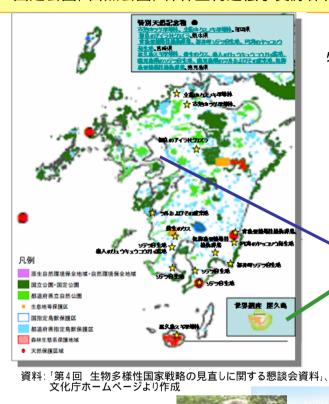
九州圏では大規模地震への認識も対策実行状況も低い(n=228)

	平成14年9月		平成17年8月
・携帯ラジオ,懐中電灯,医薬品などを準備している	46.6%	\rightarrow	49.2%
・近くの学校や公園など避難する場所を決めている	16.7%	\rightarrow	28.7%
・食料や飲料水を準備している	18.6%	\rightarrow	25.6%
消火器や水をはったバケツを準備している	22.3%	\rightarrow	23.3%
特に何もしていない	31.0%	\rightarrow	29. 7%
			(複数回答

特に何もしていない48.2%

多様な生態系

- 九州圏は、海洋から急峻な山地まで、垂直方向への多様な地勢条件を持ち、また陸地も島嶼・沿岸部から平野、丘陵地、火山など 自然資源、景観資源として様々な特徴を持つ地域である。
- 国定公園、自然公園、森林生物遺伝子資源保存林、あるいは天然記念物等として地域や種としての保全が図られている。



【屋久島の自然】

世界遺産、自然公園、 特別天然記念物の分布状況

九州圏の貴重な生物



ベッコウトンボ



ハノシノブ



資料: インターネット自然研究所(環境省)のホームページ http://www.sizenken.biodic.go.jp/

【有明海・八代海の特産生物】

ツシマヤマネコ



17	בוויאו נאו.	(5)ます)			
実施署等	施習等 地域 種		実施年度		
長崎	対馬	<u> ツシマヤマネコ</u>	巡視:5年度~, 继续中		
熊本	内大臣地区	ゴイシッパメシジミ	巡视:8年度~,維続中		
熊本南部	市房地区	ゴイシッパメシジミ	巡视:10年度~,継続中		
展児島	奄美大島	オオトラッグミ	巡视:6年度~, 維統中		
		オーストンオオアカゲラ	巡視:6年度~, 維続中		
		ルリカケス	巡視:7年度~, 继続中		
		アマミヤマシギ	巡視:8年度~, 継続中		
		アマミンクロクサギ	調査:17年度~		
ЭРЫ .	西表島	<u>イリオモテヤマネコ</u>	巡视:5年度~, 維統中		
		カンムリワシ	巡视:9年度~, 继続中		
	本島北部	ヤンバルテナガコガネ	巡視:10年度~,继続中		
		ノヴチグラ	巡視:10年度~, 継続中		
		ヤンバルクイナ	巡视:14年度~, 総統中		

資料:九州森林管理局(農林水産省 林野庁)のホームページ http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/kisyou/rkuma11.html

【希少生物保護管理事業】

資料:「有明・八代海 環境情報システム」

http://www.ariake-yatsushiro-system.jp/ay_kankyo/index.html

参考 九州圏の自然保護地域

- わが国における自然保護は、自然公園法に基づ〈体系、その他の保護法や国際的な位置づけなどがある。
- 九州圏は、自然公園法の体系の他、貴重な生物種の存在から、生息地等保護区、鳥獣保護区、ラムサール条約による指定、そして 世界自然遺産を有する。保護の内容も、海域から洋から山地まで、非常に幅広いものとなっている。

わが国の自然保護地域と九州圏の状況

【国立公園】(28箇所)

日本のすぐれた自然の風景地を保護するとともに(美しく特色のある海中の景観を含む)、その利用の増進を図り、国民の保健・休養・教化に資することを目的としています。国立公園は自然公園制度という体系の中に含まれる制度で、自然公園には国定公園と都道府県立自然公園も含まれます。

瀬戸内海/西海/雲仙天草/阿蘇 (じゅう/霧島屋久(5筒所)

【国定公園】(55箇所)

国立公園に準じ、都道府県が管理する公園。

北九州/玄海/耶馬日田英彦 山/壱岐対馬/九州中央山地 /日豊海岸/祖母傾/日南海 岸/奄美群島(9箇所) 九州圏の状況

【自然公園】

国立・国定公園に次ぐ自然の風景地で、都道府県を代表するものです。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行います。

3.990ha(全国の10.9%)

3,827ha(全国の10.1%)

【自然環境保全地域】

下記に示すようなすぐれた自然環境を維持している地域。 自然環境保全法に基づき指定し、自然環境の保全に努めています。

- ア. 高山·亜高山性植生(1,000ha以上)、すぐれた天然林 (100ha以上)
- イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上)
- ウ.すぐれた自然環境を維持している河川·湖沼·海岸·湿原·海域 (10ha以上)
- エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア~ウと同程度の自然環境を有している地域(10ha以上)

霧島(宮崎、鹿児島)/和白 干潟(福岡)/出水・高尾野 (鹿児島)/沖の島(福岡)/男 女群島(長崎)/草垣島(鹿 児島)/伊奈(長崎)/湯湾岳 (鹿児島)(8箇所)

【生息地等保護区】(9箇所)

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という)」第36条第1項の規定に基づき、環境大臣が国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域を、生息地等保護区として指定するものである。

【世界自然遺産】(3箇所)

世界遺産条約は顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産を、国際的な協力・援助のもとに保護していくことを目的に、1972年(昭和47年)のユネスコ総会で採択されました。

山迫ハナシノブ(熊本)/北伯 母様ハナシノブ(熊本)/藺牟 田池ベッコウトンボ(鹿児 島)(3箇所)

【鳥獣保護区】(56箇所)

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区が設定されています。

鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止されます。

鳥獣保護区特別保護地区は、上記鳥獣保護区内に指定され、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うためには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

【ラムサール条約】(33箇所)

昭和46年(1971年)、イランのラムサールで同国政府主催で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat)」が採択された。この条約は開催地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。同条約は第10条の規定により、7か国が締約国になってから4カ月後の昭和50年(1975年)12月21日に発効した。

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全を促進することを目的とし、各締約国がその領域内にある湿地を1カ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。

くじゅう坊ガツル・タデ原湿原(大分)/藺牟田池(鹿児島)/屋久島永田浜(3箇所)

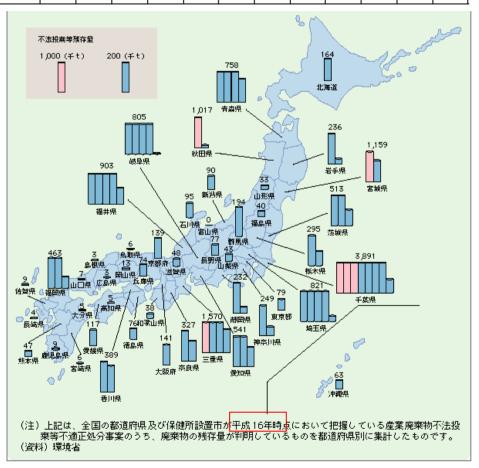
屋久島

不法投棄の状況

- 確認された不法投棄量は全国で40万トンの水準であったが、平成17年度は17.2万トンと小さくなっている。
- ・ 九州圏の平成17年度の不法投棄量は1万トン弱であり、宮崎、熊本、大分で多い。
- 残存量でみると。平成16年度時点で、福岡県が最も多く、46.3万トンである。

不法投棄の状況

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
投票件数(件)	353	679	719	855	1,197	1,049	1,027	1,150	934	894	673	558
投票量(万トン	38.2	44.4	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2	31.8	74.5	41.1	17.2



九州圏の状況

都道府県・	商会市名	作物	● (トン)
福岡県	66.10 10-40		887.D
22	-	5	887.0
21	(田本	0	0.0
-	九州市		0.0
9	孝田市	0	0.0
佐賀県		2	1,037.0
長崎県		22	1,244.1
-	總備	20	1,019.1
	嵴市	0	0.0
CA.	世保市	2	225.0
***		9	1,499.5
	本県	9	1,499.5
100	本市	0	0.0
大分県		5	1,434.3
3	:分県	4	657.3
>	:分市	1	777.0
宮崎県		38	2,652.2
7	崎県	38	2,652.2
1	崎市	0	0.0
鹿児島県		11	1,019.2
1	児島県	11	1,019.2
	児島市	0	0.0
沖縄県		5	2 745 0
	t	558	172,179.1

資料:「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成17年度)について」(環境省)

破壊される環境

自然環境の宝庫である山林や原野、河川敷などに大量の産業廃棄物が 不法に投棄されたり、建設廃材や木くずを山林や原野などにおいて、野焼きすることにより、環境が破壊されています。

最近では、不正軽油の製造により生じる毒性の強いいわゆる硫酸ピッチの全国規模の広域な不法処理事業も発生しています。





硫酸ピッチ入りドラム缶の不法処理



一次産業のイメージアップ等

- 一次産業に魅力を感じる方は、過去(昭和55年)にはそれなりに存在した。居住地としての農山漁村については、 利便性の確保に加えて、受け入れ側の体制整備と意識が重要。
- 小国町では、新たな発想(意識)のもとに受け入れ体制を整備し、地域づくりに一定の成果を上げている。

都市住民が二地域居住する際の問題点は何ですか。 あなたが就(つ)いてもよいと思う職業,あるい 都会の人は「生活施設」「サポート 体制・意識」が課題と認識。ただし、 は過去に就(つ)いてもよかったと思う職業は3 九州の人は「交通」「魅力のなさ」 問題ないとする人も多い つの中のどの産業ですか。 のほか、「調和が崩れる」が課題と 一次産業に魅力を感じ 認識。 る人も1割弱存在。 9.3% 対象は団塊世代とい 20.2% うわけではない。 ■第一次産業 16.1% □第二次産業 □第三次産業 15.7% ■一概にいえない □わからない n=2.368 資料: 医療・教育・レジャー等のサービスに関する世論調査 S55年(総務省) 全国 n=641 資料:都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査 大都市 n=15 力.州 n=92 「もちろん昔からの考え方は重要だけれど、 山村でみんなが楽し〈イキイキと暮らすため 【熊本県小国町】 には、古いものだけを大切にしているだけで ・19年前に創設された「ゆうステーション」、今は道の駅"おぐに" はだめ!伝統的な山村の発想の枠を越えて ・この二階には ターン、Uターンを希望する相談窓口がある 現代の知恵や感覚をプラスして新しいものを 創り出して未来に向かおう! 」という悠木の (年間50組の相談、これまで10年間に30組70人) 里づくりが行われています。 ・町にある町営木材加工センターに勤める方の1/36人が ターン者 ・相談受付後、町役場が製材所への斡旋や学びやの里(九州ツーリズム大字)への人材貧成を担っている ·町の空き店舗には、最近若者受けの店が相次いでオープン、これの大半は都会からのUターンした若者が開いた 店(外に出てみて、ふるさと小国の素顔とありがたさがわかったためという)。 ・郊外にも酪農を継ぐ意識のもとレストランを開いたUターン組の若者も居る

本来の農村のあるべき姿が、二カ年以上かけた街づくりの成果として再現しつつあることの証。